

川崎市火災予防規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市火災予防規則 昭和48年 9 月29日規則第69号 (措置命令等を発した場合における公示の方法) 第13条の3 省令第1条の規定により市長が定める方法は、<u>インターネットの本市のホームページに登載する</u>方法とする。<u>ただし、事故その他特別の事情によりインターネットの本市のホームページに登載することが困難なときその他消防長が必要と認めるときは、次の各号のいずれかの方法とすることができる。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(1) 川崎市公告式条例（昭和25年川崎市条例第28号）第2条第2項ただし書に規定する掲示場に掲示する方法</u> <u>(2) 消防局、防火対象物が存する区域を管轄する消防署及び当該消防署に置かれた消防出張所の掲示場に掲示する方法</u> (指定催しを指定した場合における公示の方法等) 第13条の4 前条の規定は、条例第57条の3第3項の規定による公示の方法について準用する。この場合において、<u>前条中「インターネットの本市のホームページ」とあるのは「川崎市公報」と</u>、前条第2号中「防火対象物が存する」とあるのは「指定催しが開催される」と読み替えるものとする。 2 条例第57条の3第3項の規定により公示する事項は、次に掲げるものとする。 (1) 指定催しの名称、開催場所及び開催期間 (2) その他消防長が必要と認める事項	○川崎市火災予防規則 昭和48年 9 月29日規則第69号 (措置命令等を発した場合における公示の方法) 第13条の3 省令第1条の規定により市長が定める方法は、<u>次に掲げる</u>方法とする。 <u>(1) 川崎市公告式条例（昭和25年川崎市条例第28号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法</u> <u>(2) 消防局、防火対象物が存する区域を管轄する消防署及び当該消防署に置かれた消防出張所の掲示場に掲示する方法</u> <u>(3) インターネットの本市のホームページに登載する方法</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> (指定催しを指定した場合における公示の方法等) 第13条の4 前条の規定は、条例第57条の3第3項の規定による公示の方法について準用する。この場合において、前条第2号中「防火対象物が存する」とあるのは「指定催しが開催される」と読み替えるものとする。 2 条例第57条の3第3項の規定により公示する事項は、次に掲げるものとする。 (1) 指定催しの名称、開催場所及び開催期間 (2) その他消防長が必要と認める事項